

精神障害等の労災認定に関する関係法令

○労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（療養補償）

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

（業務災害に関する保険給付の種類等）

第12条の8 （第1項 略）

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

（第3項 略）

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）（抄）

第35条 法第75条第2項の規定による業務上の疾病は、別表第1の2に掲げる疾病とする。

別表第1の2（第35条関係）

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務 による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病